

草津市公報

発行日 令和4年12月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 22 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則

草津市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）…………… 2

◎ 告 示

草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱
 （人とくらしのサポートセンター）…………… 2

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の事業所所在地および
 管理者名変更の届出について（生活支援課）……………13

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の事業所所在地および管理者名変更の届出について
 （生活支援課）……………13

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）……………13

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）……………16

草津市議会定例会の招集について（総務課）……………19

保護樹木の指定解除について（環境政策課）……………19

公示送達について（税務課）……………20

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱を廃止する要綱（子育て相談センター）……………21

公示送達について（介護保険課）……………21

地方自治法第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第2条第1項の規定
 による令和3年度の決算の状況および市債の状況ならびに令和4年度上半期の執行状況の公表について
 （財政課）……………22

公示送達について（納税課）……………27

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………29

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………29

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………30

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………30

農用地利用集積計画について（農林水産課）……………31

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）……………31

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について……………31

◎ 監査委員告示

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査結果に関する報告の公表について ……32

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について……………33

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）……………34

草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）……………34

規 則

草津市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第45号

草津市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

草津市営住宅条例施行規則（平成9年草津市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表芦浦団地の項中「2,500円」を「2,700円」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和4年12月1日揭示済み）

告 示

草津市告示第311号

草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和4年11月17日

草津市長 橋 川 涉

草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、プッシュ型給付を行うこととされたことを踏まえ、臨時的な措置として実施する、令和4年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付

金））に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。）は、前条の目的を達するために、草津市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 価格高騰緊急支援給付金の支給対象者は、令和4年9月30日（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

(2) 令和4年1月以降の家計急変世帯

前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）または1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 前号に該当する世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯（当該者が前号に該当

しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰緊急支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する価格高騰緊急支援給付金の金額は、1世帯あたり50千円とする。

(受給権者)

第5条 価格高騰緊急支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(支給の方式)

第6条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受けようとする者は、別記様式第1号の確認書（以下「確認書」という。）の提出、別記様式第2号の非課税分申請書または別記様式第3号の家計急変分申請書（以下「申請書」という。）による申請により行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設してい

ないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により草津市に提出し、草津市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を草津市の窓口に提出し、草津市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または草津市の窓口において草津市に提出し、草津市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、価格高騰緊急支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出または提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出または支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が価格高騰緊急支援給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書の委任欄への記載をする。この場合において、草津市は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 草津市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号および第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 価格高騰緊急支援給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 市町村民税非課税世帯への支給のうち、確認書および申請書ならびに家計急変世帯への支給に関する

申請書の申請期限は、草津市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書または申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し価格高騰緊急支援給付金を支給する。

(価格高騰緊急支援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の確認書等の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出または申請が行われなかった場合、支給対象者が価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による確認書等を受理した後、または、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、草津市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った価格高騰緊急支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第13条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

別記
様式第1号(第6条第1項関係)

年 月 日



様



滋賀県草津市長

1

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書について、令和4年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象世帯に該当する可能性があるため、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」をお送りいたします。以下の内容を確認して、年 月 日()までに、この確認書を返送してください。

- 支給方法
- 支給日
- 支給口座
- 支給額

■世帯主の方が記入してください。
確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にしを入れてください)

<input type="checkbox"/> ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限る。支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)
※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。
住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。
※本給付金を受給しない場合は、右欄にチェックしてください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】
上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
-------	-----	----------	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。

上記口座に代えて(又は上記の口座欄が空欄の場合)、下記の口座への振込みを希望します。
(通帳等の写しの添付が必要、長期間入金のない口座は記入しないでください。)

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右欄めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義 ※通帳の表記に合わせてください。
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信連 信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
ゆうちょ銀行	店番号	通帳記号	通帳番号(右欄めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見直しをまたはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。	※		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人としてのサポートセンター(077-561-0189)までお問い合わせください。代理人が確認する場合は、代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	ふりがな 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、緊急支援給付金の	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 —法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名	署名

★振込口座の変更や本人口座以外の口座への振込を希望される場合または代理人が受給(確認)する場合は裏面をご確認ください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合や、表面の上段の口座番号欄が空欄の場合は、表面の下段に記入した振込みを希望する口座の確認書類を添付してください。)

本人(代理人)確認書類

- ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し
- 表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合や、表面の上段の口座番号欄が空欄の場合、代理人が受給(確認)する場合には添付してください。
 - 代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

様式第2号(第6条第1項関係)



様



1 / 1 1

支給市区町村 (※令和4年9月30日時点の市区町村)	
草津市	長様

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男 女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和4年9月30日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和4年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。
(該当する方全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

No.	(ふりがな) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	現住所と令和4年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和4年1月1日時点の住所を記載	令和4年度住民税均等割課税状況
1					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
6					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
7					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
8					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
9					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
10					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)*長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
銀行 農協 信連 金庫 信連	本支店 出張所	1.普通 2.当座		※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。		通帳番号(右詰めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。				

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人とくらしのサポートセンター(077-561-0189)にお問い合わせください。

(裏面も必ずご確認ください)

代理人が申請(請求)・受給をする場合

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 〒 - 電話 () -
	上記の者を代理人と認め、緊急支援給付金の〔申請(請求)・受給〕を委任します。 <small>※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。</small>			署名(または記名押印) 世帯主氏名 印

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ① ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
 - ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ③ 既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
 - ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
 - ⑦ 支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める期間までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
 - ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類 (下記書類を封筒に同封して送付してください。)

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※世帯主本人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご同封ください。
※代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご同封ください。
※代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料もご同封ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し(コピー)をご同封ください。
- (「現住所と令和4年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和4年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 世帯主氏名

様式第3号（第6条第1項関係）

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)

草津市長

様

草津市
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名		生年月日	現住所
		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 電話 () -

2. 申請者が属する世帯の状況

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和4年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R4.1以降 家計急変が あった者
1	(申請者)	本人			
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)*長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) (※「1.申請・請求者」名義に限る) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 代理店	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入下さい。	※			

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、草津市人とくらしのサポートセンター(TEL:077-561-0189)にお問い合わせください。

4. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の受給状況

※双方に該当する場合、口にチェックしてください。

- 1.の申請・請求者は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)について、令和4年1月以降の収入の減少により、草津市に申請し、支給を受けました。
- 2.の申請者が属する世帯の状況は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の支給を受けた世帯と同一です。

裏面も必ずご確認ください

代理人が申請(請求)・受給する場合

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 - 日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、本給付金の(申請(請求)・受給)を委任します。 <small>※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。</small>			世帯主氏名	署名(又は記名押印) 

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
 ※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たす必要があります。
- ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。
 イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
 (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
 - 既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
 - 給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
 - 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所在地での給付金の受給の有無のほか、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
 - 草津市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
 - 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

必ず提出が必要です。

『電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)(請求書)』(本書)
 ※必要事項をご記入ください。

表面の「4. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)の受給状況」にチェックがある方は、以下の資料の提出が不要です。

『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)

「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)

※申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(裏面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
 ※代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご用意ください。
 ※代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料もご同封ください。

『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。

(令和4年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 世帯主氏名

様式第4号

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記に該当する場合にはチェック(☑)してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和4年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	収入の減少 のあった年 月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入ま たは 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入または 不動産収入	※事業収入または不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入または不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表1)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がいない場合	970,000円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	1,479,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	1,899,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	2,355,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	2,815,000円
本人が障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	2,043,000円

※これを超える場合は、上記の〈早見表1〉の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①表面の【A】の額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②表面の【A】の額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③表面の【A】の額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④表面の【A】の額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①表面の【B】の事業収入または不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表2)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がない場合	420,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	929,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,249,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,569,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,889,000円
本人が障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

※これを超える場合は、上記の「早見表2」の被扶養者の人数に応じた区分を適用

草津市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものからそれぞれ事業所所在地および管理者名について変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年11月18日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更 年月日	管理者		事業所名称
		旧	新	
2570600052	令和4年 10月1日	長妻 猛	寺田 竜介	アサヒサンク リーン在宅介護 センター草津

(令和4年11月18日揭示済み)

草津市告示第313号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものからそれぞれ事業所所在地および管理者名について変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年11月18日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更 年月日	管理者		事業所名称
		旧	新	
2570600052	令和4年 10月1日	長妻 猛	寺田 竜介	アサヒサンク リーン在宅介護 センター草津

(令和4年11月18日揭示済み)

草津市告示第314号

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年11月18日

草津市長 橋川 渉

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第96号）の一部を次のように改正する。

別表延長保育事業費の項中「常勤の」を削り、「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の右に「（令和3年度補正予算分）」を加え、同表一時預かり事業の項補助の要件の欄を次のように改める。

次のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 一時預かり事業（一般型・幼稚園型Ⅰ）を実施する私立認可保育所等であつて、一時預かり保育実施のため、1人以上の保育士等を配置していること。
- (2) 一時預かり事業（余裕活用型）を実施していること。

別表一時預かり事業の項補助金額の欄中「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の右に「（令和3年度補正予算分）」を加え、同表看護師配置費の項補助金額の欄を次のように改める。

当該看護師の給与等の年額。ただし、次に掲げる額を合計して得た額を限度とする。

- (1) 医療行為が必要な児童1人当たり3,000,000円（配置月数が12月（1月に満たないときはこれを1月とする。）に満たないときは、当該額を12で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額）
- (2) 医療行為が必要な児童を8時間を超えて保育する場合において、31,250円に各月の8時間を超えて保育する時間数を乗じた額を合計して得た額

別記様式第3号-1を次のように改める。

様式第3号-1(第4条第1項第3号関係)

特別配置職員等給与支出予定報告書
(特別配置区分: 低年齢児・障害児・延長・加配・調理員等・雇用安定・一時・看護師)

職名	氏名					設置年月日					施設名		差引額 (A-B)	出勤 日数	備考
	人件費(A)					Aのうち処遇改善分(B)									
月	本給	諸手当	事業主負担 共済費	期末勤勉 手当	期末勤勉 手当の 事業主分 共済費	処遇改善 等加算Ⅰ	処遇改善 等加算Ⅱ	処遇改善 等加算Ⅲ	保育士等 処遇改善 費補助金 による一 時金	左記の処 遇改善に かかる 共済費					
4月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
5月分															
6月分															
7月分															
8月分															
9月分															
10月分															
11月分															
12月分															
1月分															
2月分															
3月分															
計															

運営補助金計算上の年間支給額

別記様式第6号中

(一時預かり事業)

支出予定額 A	寄付金その 他収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうちい ずれか少ない額 E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

(一時預かり事業(特例措置分))

支出予定額 A	寄付金その 他収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうちい ずれか少ない額 E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

(一時預かり事業(一般型・幼稚園型Ⅰ))

支出予定額 A	寄付金その 他収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうちい ずれか少ない額 E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

(一時預かり事業(余裕活用型))

基準額	補助基本額	補助金額	備考
円	円	円	

(一時預かり事業(特例措置分))

支出予定額 A	寄付金その 他収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうちい ずれか少ない額 E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

改める。

別記様式第13号中

「

(障害児入所保育所等保育士等特別配置費)

対象児童数	専任保育士等	保育士等配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
人		月	円	円	円	円	円
		～					
		～					
		～					
		～					

」を

「

(障害児入所保育所等保育士等特別配置費)

対象児童数	専任保育士等	保育士等配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
人		月	円	円	円	円	円
		～					
		～					
		～					
		～					

(障害児保育延長加算分)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	支出額の内訳
円	円	円	円	円	

」に、

「

(一時預かり事業)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(一時預かり事業(特例措置分))

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

」を

「

(一時預かり事業(一般型・幼稚園型I))

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(一時預かり事業(余裕活用型))

補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円

(一時預かり事業(特例措置分))

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

」に

改める。

別記様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第6条第6号関係）

特別配置職員等給与支出済報告書
 （特別配置区分：低年齢児・障害児・延長・加配・調理員等・雇用安定・一時・看護師）

職名	氏名					設置年月日		施設名			差引額 (A-B)	出勤 日数	備考
	人件費(A)					Aのうち処遇改善分(B)							
月	本給	諸手当	事業主負担分 共済費	期末勤勉 手当	期末勤勉 手当の 事業主分 共済費	処遇改善 等加算Ⅰ	処遇改善 等加算Ⅱ	処遇改善 等加算Ⅲ	保育士等 処遇改善 費補助金 による一 時金	左記の処 遇改善に かかる 共済費			
4月分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
5月分													
6月分													
7月分													
8月分													
9月分													
10月分													
11月分													
12月分													
1月分													
2月分													
3月分													
計													

運営補助金計算上の年間支給額

付 則

(施行期日等)

- この要綱は、令和4年11月18日から施行し、改正後の草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

(様式に関する経過措置)

- この要綱の施行の際現にある改正前の草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和4年11月18日揭示済み)

草津市告示第315号

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年11月18日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱（平成28年草津市告示第27号）の一部を次のように改正する。

別表延長保育事業費の項中「常勤の」を削り、「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の右に「（令和3年度補正予算分）」を加え、同表一時預かり事業の項補助の要件の欄を次のように改める。

次のいずれかの要件を満たすこと。

- 一時預かり事業（一般型）を実施する施設であって、一時預かり保育実施のため、1人以上の保育士等を配置していること。
- 一時預かり事業（余裕活用型）を実施していること。

別表一時預かり事業の項補助金額の欄中「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の右に「（令和3年度補正予算分）」を加え、同表看護師配置事業の項補助金額の欄を次のように改める。

当該看護師の給与等の年額。ただし、次に掲げる額を合計して得た額を限度とする。

- 医療行為が必要な児童1人につき3,000,000円（配置月数が12月（1月に満たないときはこれを1月とする。）に満たないときは、当該額を12で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額）

(2) 医療行為が必要な児童を8時間を超えて保育する場合において、31,250円に各月の8時間を超えて保育する時間数を乗じた額を合計して得た額

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第4条第1項第3号関係)
(その1)

職 員 調 査

施設名 _____

氏名	年齢	職名	資格	専任兼任の別	資格取得年月日 証書 番号 交付者名	当該法人における勤務状況		1月当たりの職員給与費				期末勤働手当額	期末勤働手当の事業主分共済費	年間支給額	年間勤務予定日数	該当補助金	
						採用年月日	経験年数	本給	諸手当	事業主負担分共済費	計						
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
				専任・兼任	年 月 日号	年 月 日	年 月	円	円	円	円	円	円	円	円	日	

(その2)

特別配置職員等給与支出予定報告書

(特別配置区分: 低年齢児・延長・加配・雇用安定年度途中児童受入・雇用継続・一時・看護師)

職名	氏名	設置年月日		施設名		人件費(A)		(A)のうち処遇改善分(B)				差引額(A-B)	出勤日数	備考	
		月	日	施設名	施設名	本給	諸手当	共済費	期末勤働手当	期末勤働手当の事業主分共済費	処遇改善等加算I				処遇改善等加算II
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日	
4月分															
5月分															
6月分															
7月分															
8月分															
9月分															
10月分															
11月分															
12月分															
1月分															
2月分															
3月分															
計															

運営補助金計算上の年間支給額

別記様式第6号中

(一時預かり事業 特定分関係)

支出予定額 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 (A - B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額 E	補助金額	備考
円	円	円	円	円		

(一時預かり事業 特例措置分関係)

支出予定額 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 (A - B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額 E	補助金額	備考
円	円	円	円	円		

」を

(一時預かり事業 一般型分関係)

支出予定額 A	寄付金その 他の収入 額 B	差引額 (A - B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額 E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	円

(一時預かり事業 余裕活用型分関係)

基準額	補助基本額	補助金額	備考
円	円	円	

(一時預かり事業 特例措置分関係)

支出予定額 A	寄付金その 他の収入 額 B	差引額 (A - B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額 E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

」に

改める。

別記様式第13号中

(一時預かり事業 特定分)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(一時預かり事業 特例措置分)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

」を

(一時預かり事業 一般型分)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(一時預かり事業 余裕活用型分)

補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円

(一時預かり事業 特例措置分)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

」に

改める。

別記様式第17号を次のように改める。

様式第17号(第6条第6号関係)

特別配置職員等給与支出済報告書

(特別配置区分: 低年齢児・延長・加配・雇用安定年度途中児童受入・雇用継続・一時・看護師)

職名	氏名					設置年月日				施設名	備考
	人件費(A)					(A)のうち処遇改善分(B)					
月	本給	諸手当	共済費	期末勤勉手当	期末勤勉手当の事業主分共済費	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅱ	処遇改善等加算Ⅲ	左記の処遇改善にかかる共済費	差引額(A-B)	出勤日数
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	日
4月分											
5月分											
6月分											
7月分											
8月分											
9月分											
10月分											
11月分											
12月分											
1月分											
2月分											
3月分											
計											

運営補助金計算上の年間支給額

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年11月18日から施行し、改正後の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和4年11月18日揭示済み)

草津市告示第316号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月21日

草津市長 橋 川 渉

1 期 日 令和4年11月28日

2 場 所 草津市議会議場

(令和4年11月21日揭示済み)

草津市告示第317号

保護樹木の指定解除について

次の樹木について、草津市の良好な環境保全条例(昭和53年草津市条例第26号)第18条第1項に規定する保護樹木の指定を解除するので、同条第2項の規定により、第12条第8項の規定により準ずる同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月22日

草津市長 橋 川 渉

- 1 (1) 保護樹木の名称 旧東海道筋のエノキ
- (2) 保護樹木の所在地
 - ア 土地の表示 草津市野路五丁目2番23号
 - イ 位置図 別紙1のとおり
- (3) 指定解除の内容

枯死に起因する倒木の危険を回避する措置として全伐採が行われ、現存しないため。
- 2 (1) 保護樹木の名称 志那神社参道のクロマツ(6本のうち1本)
- (2) 保護樹木の所在地
 - ア 土地の表示 草津市志那町727番地
 - イ 位置図 別紙2のとおり
- (3) 指定解除の内容

倒木により第三者へ被害を与える可能性が管

理者より再三指摘されたため。

3 その他の事項

この指定解除は、告示の日から効力を生じる。

(令和4年11月22日揭示済み)

草津市告示第319号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年11月30日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

市県民税減免決定通知書 1件

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書 1件

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書 1件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年12月7日に送達があったものとみなす。

市県民税減免決定通知書

連番	氏名	住所
1	WANG LI 王麗	中国

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所
1	WANG LI 王麗	中国

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所
1	J I A N G K A I 蒋凱	中国

(令和4年11月30日揭示済み)